

生き続ける水俣病

行政不服審査請求
から漁村の暮らし
そして
今何が問題なのか

井上ゆかり

熊本学園大学水俣学研究センター研究員

『生き続ける水俣病—漁村の社会学・医学的実証研究』藤原書店、2020年3月。

生き続ける水俣病

漁村の社会学・医学的実証研究

井上ゆかり

水俣病被害は、
生物学的にも、
社会的にも
濃縮し続ける。

□一九五六年に公式発見された水俣病。その被害は、権力構造がからむ“社会的食物連鎖”のなかで、漁業や漁民に向かって濃縮され続けてきた。

□現場で自ら調査・実証研究を重ねて実態を明らかにし、その実態を隠蔽し再生産し続ける権力構造をも分析する。水俣病に関する政策の問題点を突き、あるべき改革を提示する野心作。

定価 本体3600円＋税

藤原書店

講義の進め方

- 木曜3限目13:00~14:30 原則的にはライブ中継によるオンライン講義
 - 毎回、授業開始前の10分前には、manabaの**コースニュース**に**ライブ中継のURL**から視聴してください
- 【木曜3限目にオンライン講義の中継が視聴できない場合】
- 配付資料は、manaba**コースコンテンツ**に掲載。**2021年1月21日まで閲覧可能**
 - 講義動画は、各回終了後1ヶ月間は視聴可能（manaba**コースコンテンツ**オンデマンド録画のURL）
 - レポートは、各回授業後の1ヶ月後までに提出（manabaの**レポート**に提出）
 - オンデマンド録画は、manabaのIDアドレス（大学の学生IDアドレス）からアクセスしないと視聴できません
 - 詳細は、manaba コースニュース で確認

みなさんの感想 2-①

- 私は県外出身であるため、熊本に来るまで水俣病についての知識はほとんどなかった。
- チツソが流した汚水のせいで、魚が取れなくなっていました。
- 私は普段母親が買ってきてくれるスーパーマーケットなどの食料品を口にしているが、**いつも同じものを飲食するのではなく、様々なものを食べることでこのような被害にあうことを防げるのではないかと考えた。**
- 水俣病が公式に確認されたのは1956年であるにも関わらず、政府に公害だと認められたのは1968年である。**この空白の12年間は何だったのか**と思った。また、**未だに水俣病と認定されていない人もいて、裁判を起こさないといけない状況になっていることにも疑問**に思った。

熊本県下の環境教育

熊本県

- 2011年から「水俣に学ぶ肥後っ子教室」として県下全ての小学5年生が水俣市を訪れる環境教育が位置付いている。

水俣市

- 地元の小中学校の教職員で構成される「水俣芦北公害研究サークル」が1976年から、公害教育の実態把握、授業研究と学習教材の作成にとどまらず、教室に患者さんを招き、子どもとともに患者さんから学ぶという授業を実践

みなさんの感想 2-②

- 被害者の声は微力であるが、**当事者でなくとも加害者の不正や問題を指摘することはできる**。被害者に寄り添って、同情しても傷は癒えない。

本当に被害者のためになるというのならば、**正しく理解して共に声を上げて、声を大きくすることだ**。声を上げてきた今日でさえ、未だに適切な対応をされていない。ということはまだ声が小さいということだと思う。**声が大きくなって、対応せざるおえない局面に立たされないと加害者は重い腰を上げない**。

中には半世紀も前のことで終わったことだと思っているかもしれない。でも、救済されるべき全ての人が救われていないのに終わるはずはない。過去のことと今と切り離しても、**今は過去によって作りあげられている結果であって、切り離すことは出ない**と私は思う。

みなさんの3つの問い：本日の内容

なぜ魚を食べ続けなければならなかったのか

なぜ未だに裁判が続いているのか

空白の12年とは何だったのか

36年にわたる汚染の継続

1932 ● チッソ、アセトアルデヒドの製造開始

1953 水俣市出月の女児発病（のちに公式患者第1号）

1956 熊大研究班、水俣病の原因にチッソの工場排水が注目される、と報告

1957 水俣市保健所長の実験で水俣湾の魚を投与したネコが発病

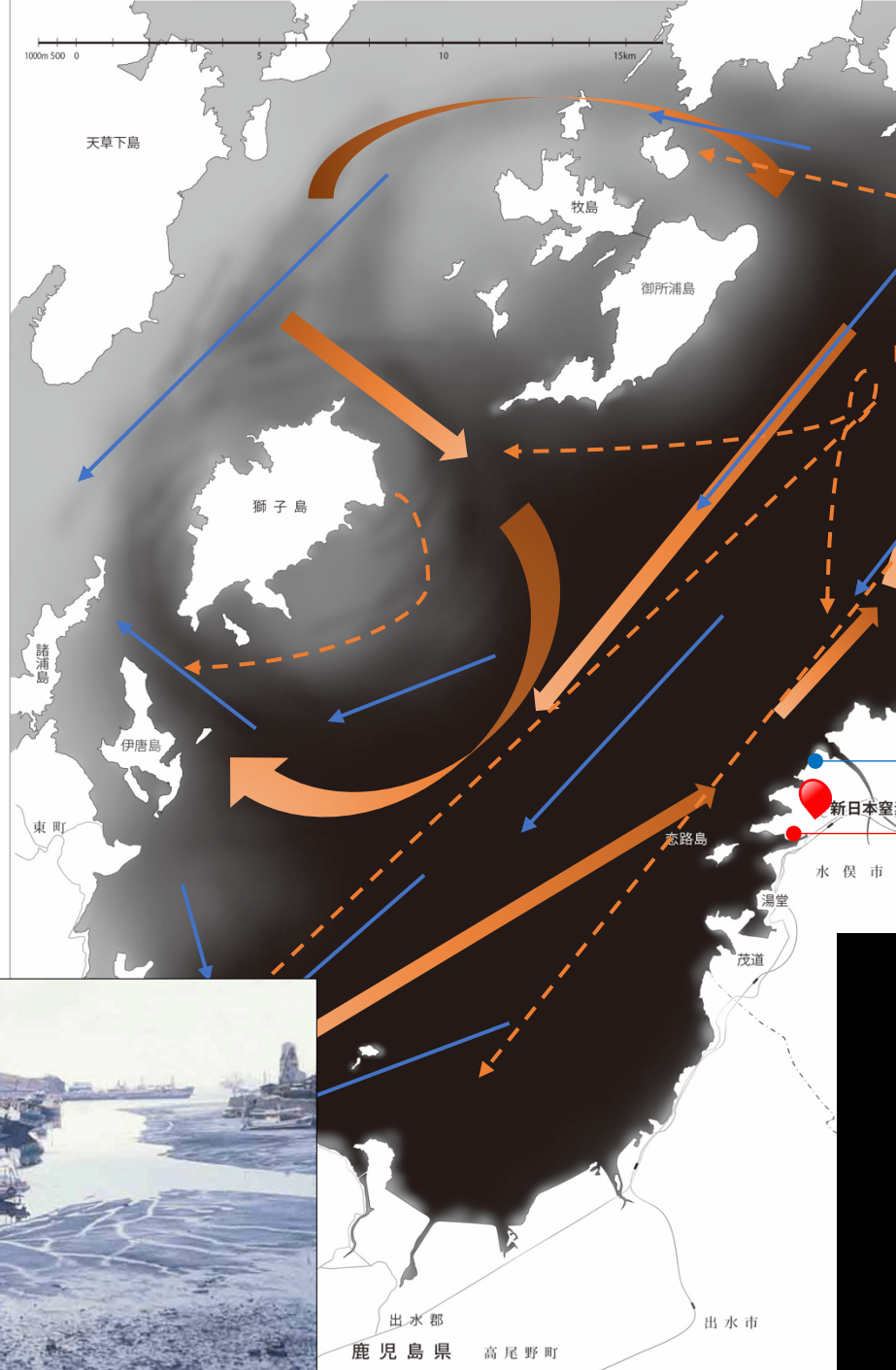
1958 厚生省公衆衛生局が、原因はチッソの排水によると考えるのが最も推定されると説明

チッソ、排水経路を百間港から八幡残渣プールへ変更、水俣川河口へ放流

1959 熊大研究班、汚染毒物として水銀が極めて注目されると発表
チッソ附属病院、排水を投与したネコが発病
→チッソ、実験中止させる
見舞金契約（一次訴訟判決で公序良俗違反）

1968 ● チッソ、アセトアルデヒド製造中止
政府、公害認定

長期にわたる不知火海全域の汚染

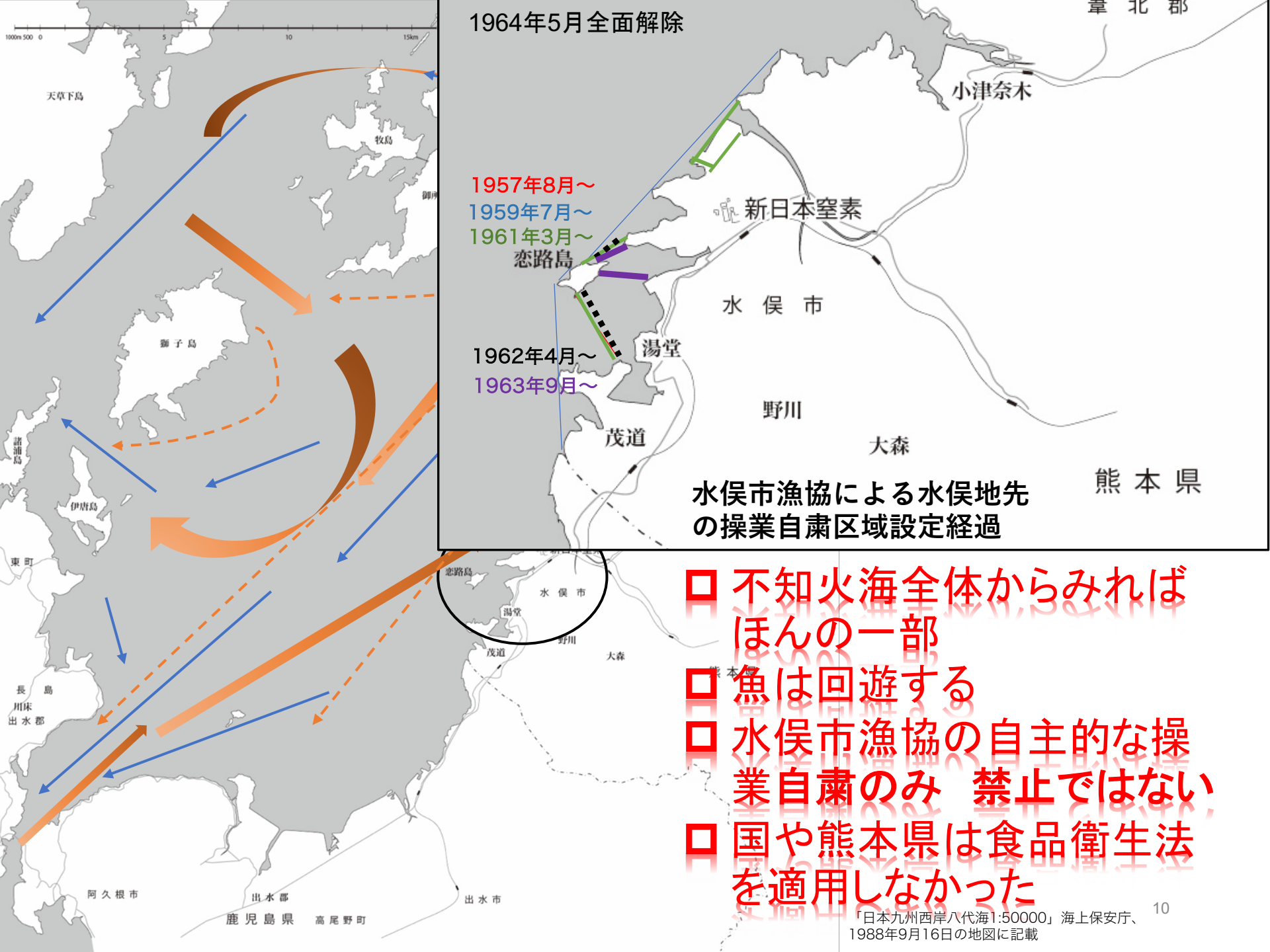


撮影日：1975 (S50).3.3 国土地理院

八幡残渣プール
1958.9~1959.10
百間排水口
1932~1968



出典：甲A162-2



1964年5月全面解除

1957年8月~
1959年7月~
1961年3月~
恋路島

1962年4月~
1963年9月~

水俣市漁協による水俣地先の
の操業自粛区域設定経過

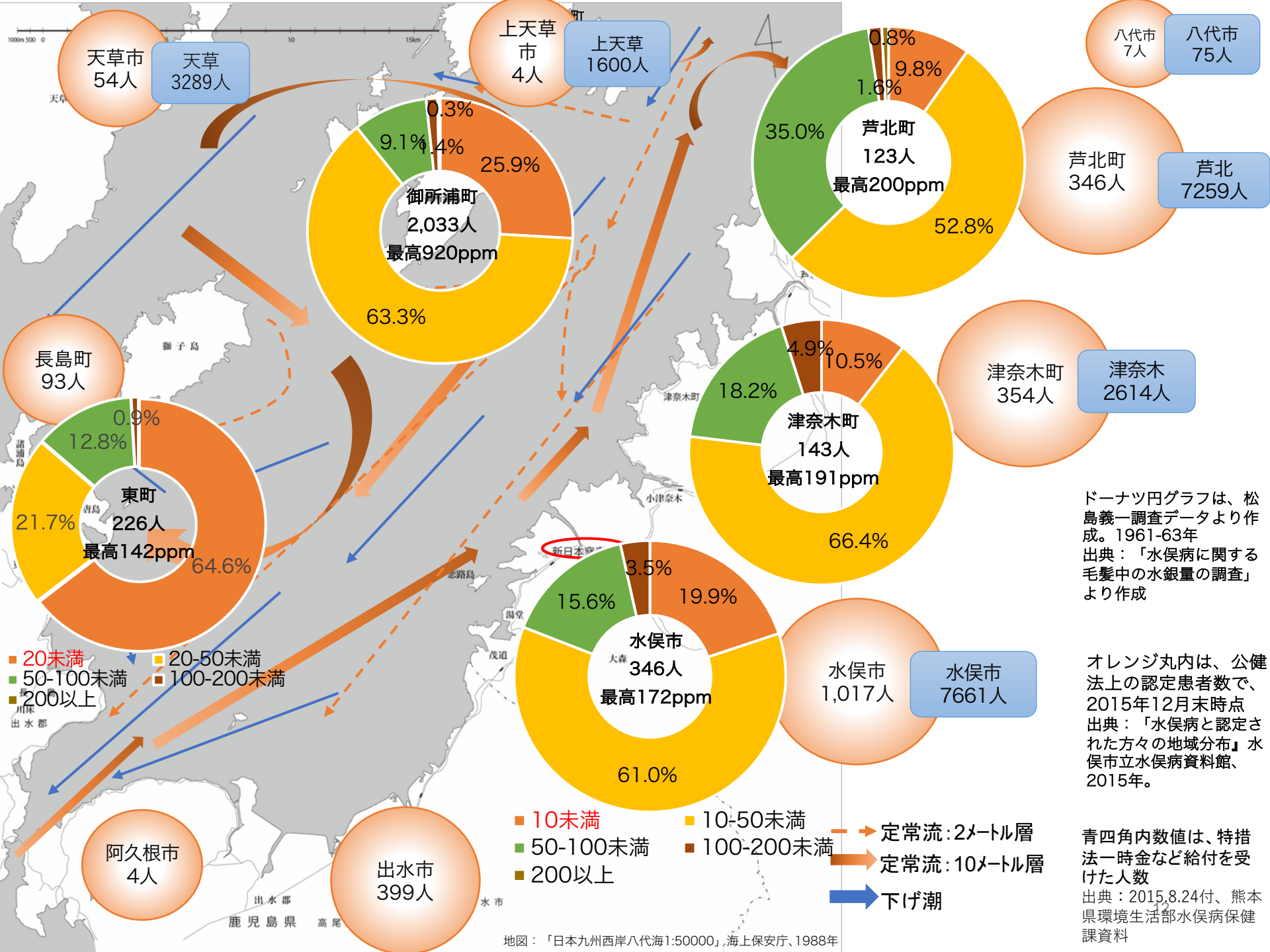
- 不知火海全体からみればほんの一部
- 魚は回遊する
- 水俣市漁協の自主的な操業自粛のみ 禁止ではない
- 国や熊本県は食品衛生法を適用しなかった

汚染魚の喫食を禁止しなかった事実 (1975年9月)



出典：原田正純先生提供（北岡秀郎さん撮影「1975年水俣湾にたてられていた看板」）

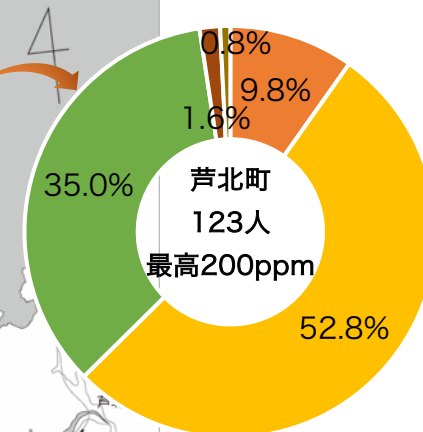
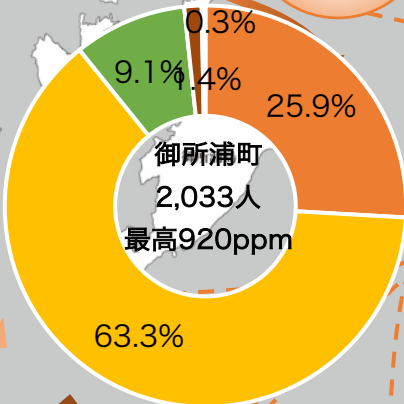
白の看板は、水俣湾内10カ所に設置された。**基準を超えた汚染魚がいるため**だが、公 11
式確認され20年を経ての遅すぎる措置だった。



天草市 54人
天草 3289人

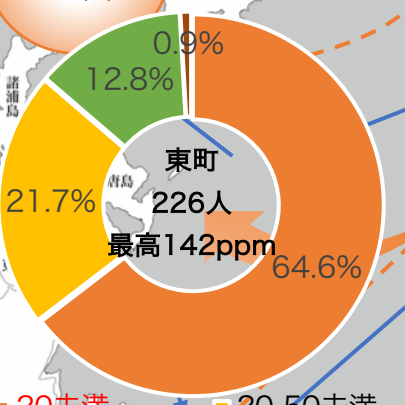
上天草市 4人
上天草 1600人

八代市 7人
八代市 75人

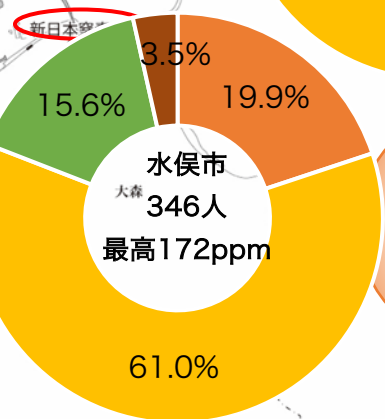
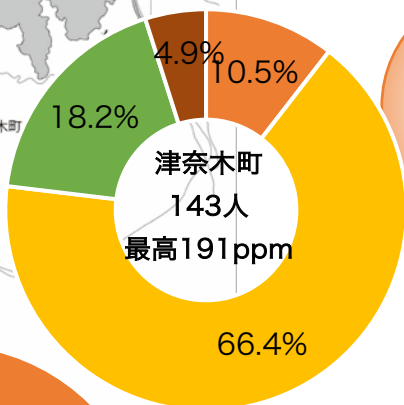


芦北町 346人
芦北 7259人

長島町 93人



津奈木町 354人
津奈木 2614人



水俣市 1,017人
水俣市 7661人

阿久根市 4人

出水市 399人

- 20未満
- 20-50未満
- 50-100未満
- 100-200未満
- 200以上

- 10未満
- 10-50未満
- 50-100未満
- 100-200未満
- 200以上
- 定常流: 2メートル層
- 定常流: 10メートル層
- 下げ潮

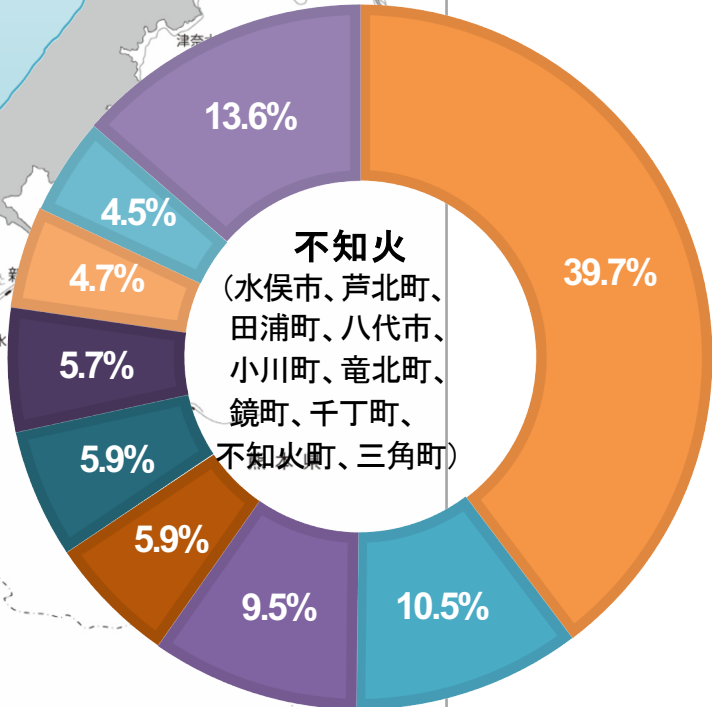
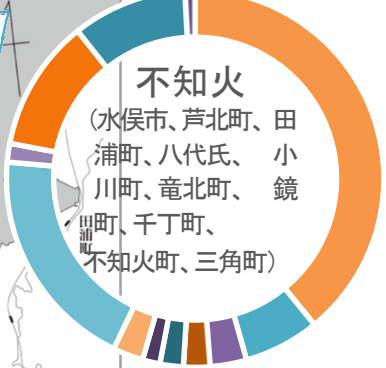
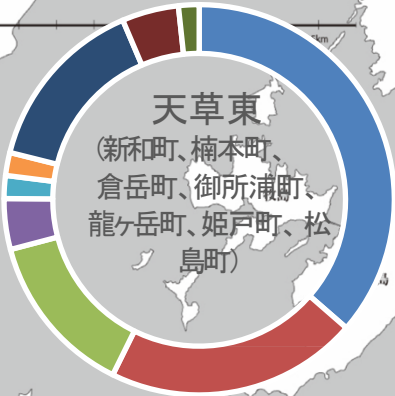
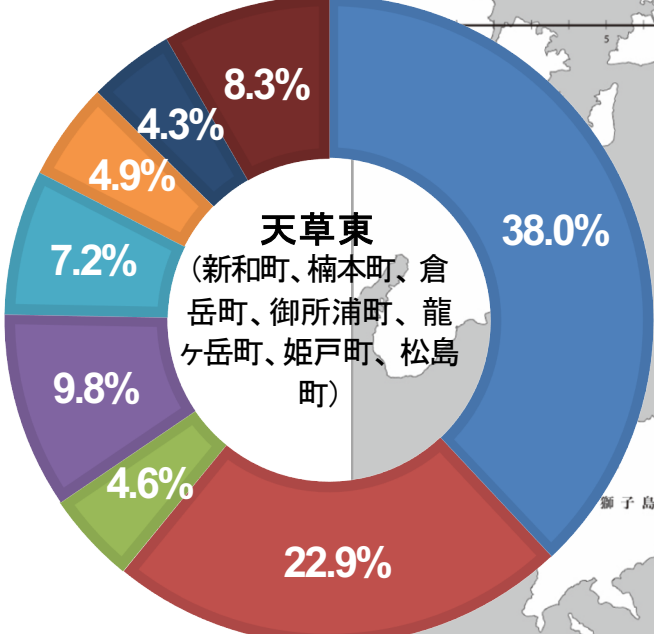
ドーナツ円グラフは、松島義一調査データより作成。1961-63年
出典：「水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査」より作成

オレンジ丸内は、公健法上の認定患者数で、2015年12月末時点
出典：「水俣病と認定された方々の地域分布」水俣市立水俣病資料館、2015年。

青四角内数値は、特措法一時金など給付を受けた人数
出典：2015.8.24付、熊本県環境生活部水俣病保健課資料

1954年の漁業と主な漁場、漁獲量

出典：「昭和29年熊本2農林水4統1年報（水4編）」農林9熊本2統1調査5務所、1955年。
 「熊本2の海面漁業」農林9熊本統1調査5務所、1954年。



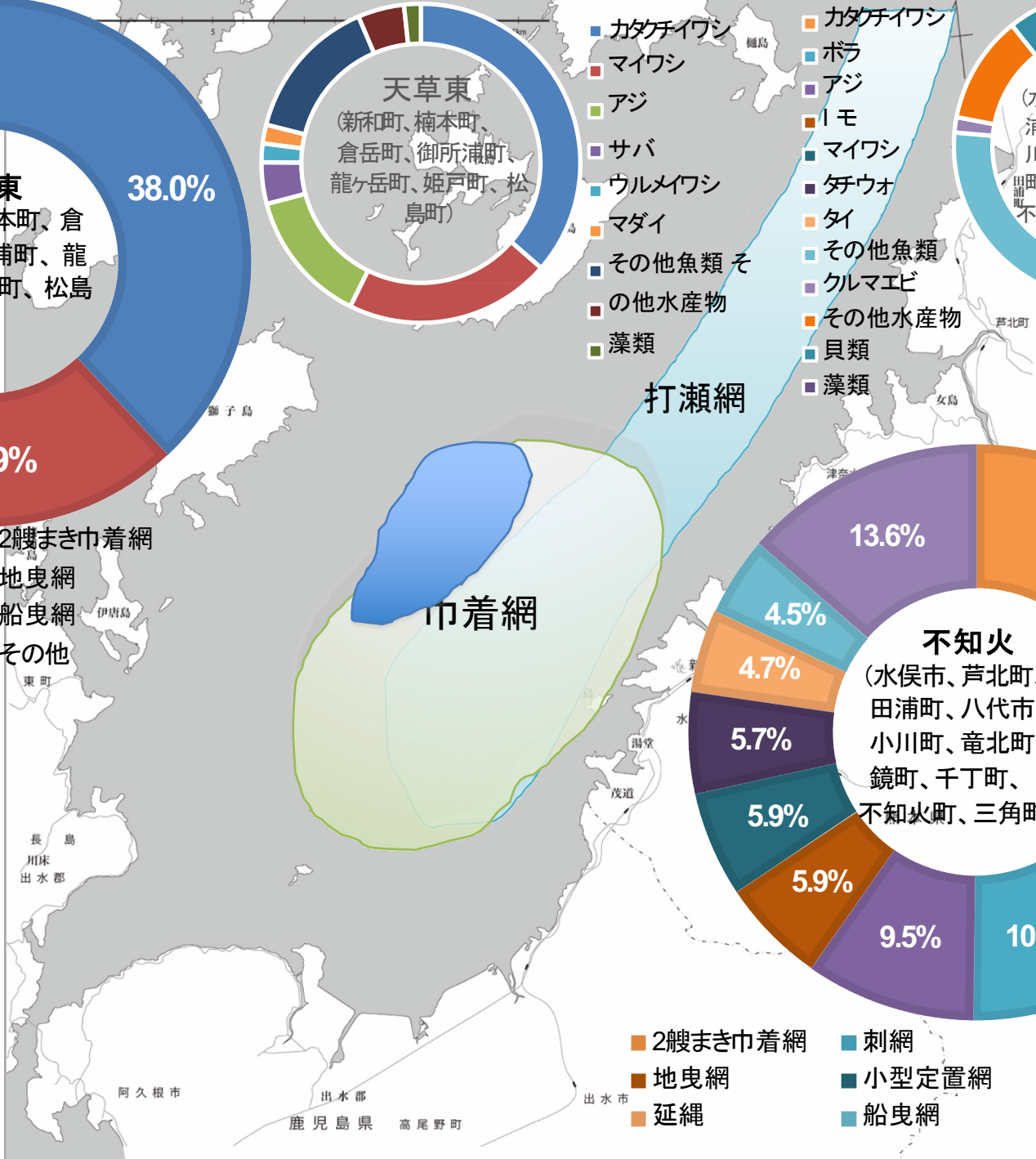
- 1艘まき巾着網
- いわし縫切網
- 一本釣
- 延縄

- 2艘まき巾着網
- 地曳網
- 船曳網
- その他

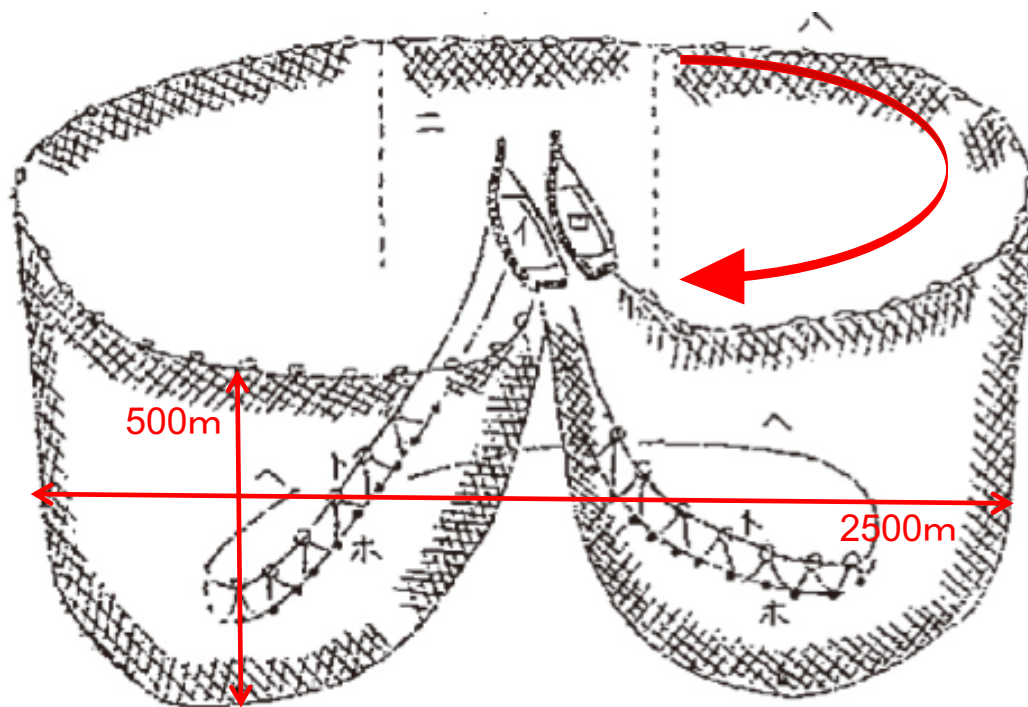
- カタクチイワシ
- マイワシ
- アジ
- サバ
- ウルメイワシ
- マダイ
- その他魚類
- その他水産物
- 藻類

- カタクチイワシ
- ポラ
- アジ
- イモ
- マイワシ
- 魷ウオ
- タイ
- その他魚類
- クルマエビ
- その他水産物
- 貝類
- 藻類

- 2艘まき巾着網
- 地曳網
- 延縄
- 刺網
- 小型定置網
- 船曳網
- 採貝
- 底曳網
- その他¹³



不知火海銀座といわしめた漁法 双手巾着網漁（もろてきんちゃくあみりょう）



出典：農林省熊本統計調査事務所『熊本縣の海面漁業』1954年



小崎弥三網（1949年頃）

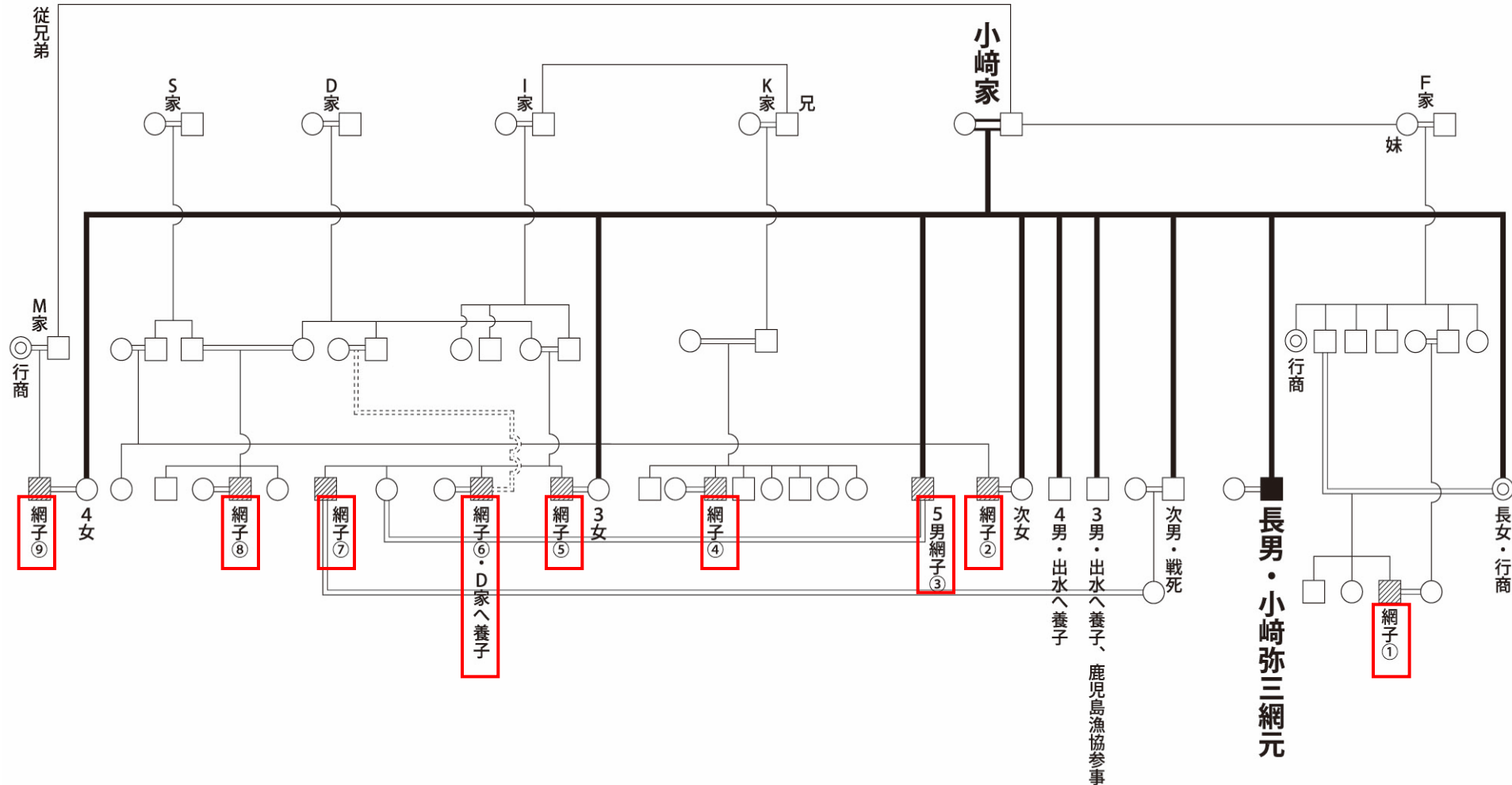
女性も網子として舟に乗船することもあったが多くはイリコ加工に携わる

ここに写っている網子は、巾着網漁という漁法の時代、女島の住民で網子していた人たち

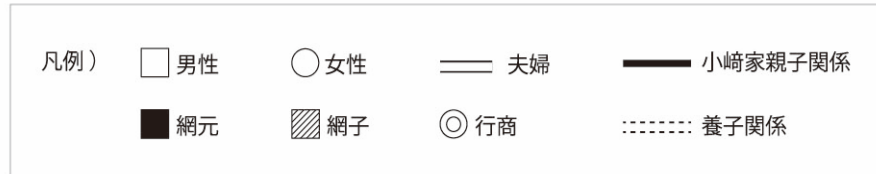
網元



漁業組織は親族関係で形成されていた



何らかの形で家族・親族、そして地域の人々は漁業に携わる生活



巾着網漁が盛んな頃（1963年頃）



出典：岩本美智代さん提供

行商（メゴイナイ）



1960年

出典：熊本学園大学水俣学研究センター所蔵、新日本
窒素労働組合旧蔵資料 写真目録No.4006、
1960年。



1962年

出典：熊本学園大学水俣学研究センター所蔵、新日本
窒素労働組合旧蔵資料、写真目録No.1099、
1962年12月27日。

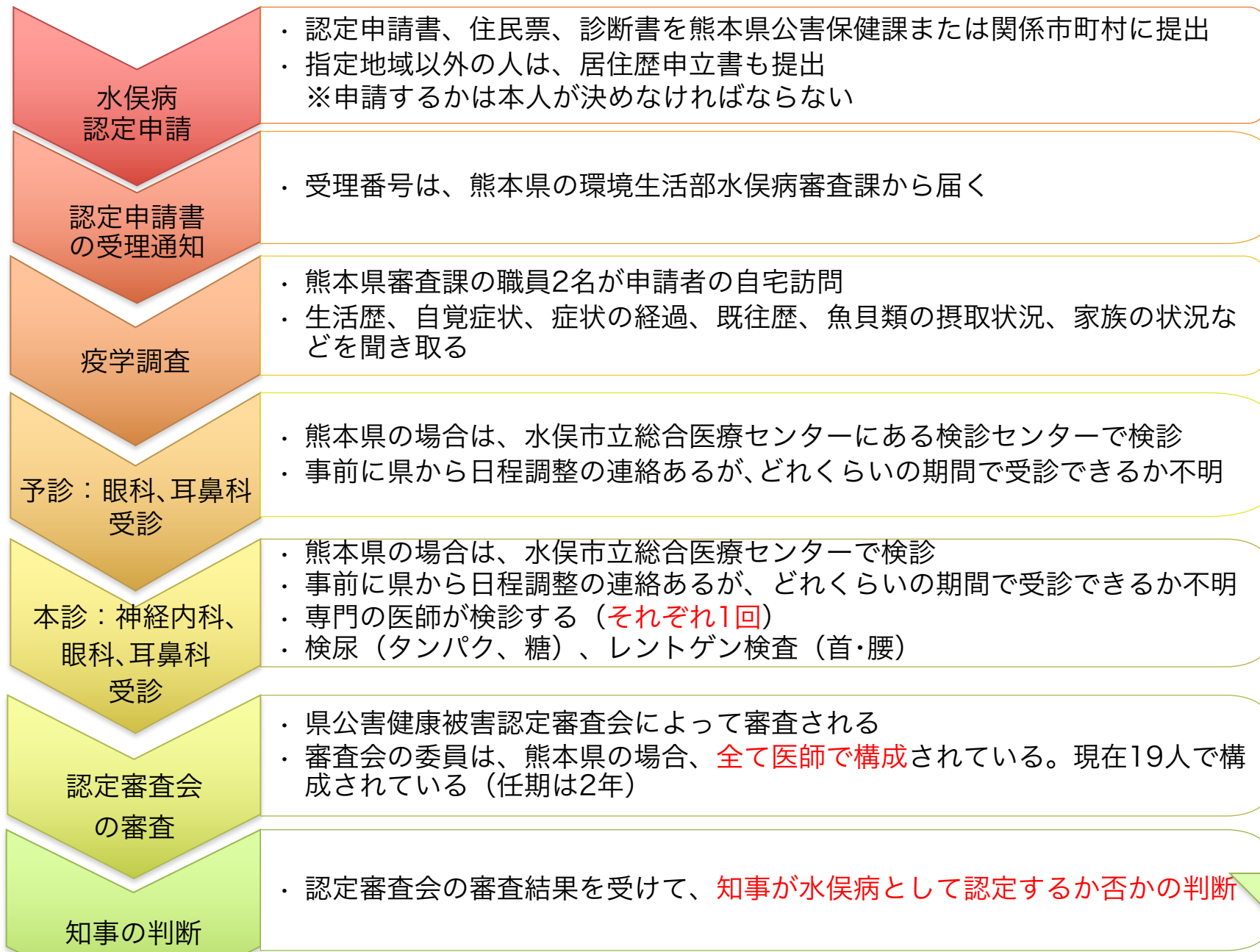
みなさんの3つの問い：本日の内容

なぜ魚を食べ続けなければならなかったのか

なぜ未だに裁判が続いているのか

空白の12年とは何だったのか

熊本県の水俣病認定申請の流れ



水俣病認定申請者治療研究事業
治研手帳

公健法が定める水俣病の認定基準

成人の場合（52年判断）

● 疫学条件

- ア. 汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度
- イ. 魚貝類の摂取状況
- ウ. 居住歴、家族歴、職業歴
- エ. 発病の時期、経過

● 臨床症候

四肢末梢優位の感覚障害＋

- ア. 運動失調
- イ. 運動失調疑い＋平衡機能障害または両視野狭窄
- ウ. 視野狭窄＋聴力障害など
- エ. 運動失調疑い＋その他の症候の組み合わせがあることから有機水銀の影響と判断できるもの

2013年 溝口訴訟、F氏訴訟判決
組み合わせが認められない場合でも水俣病と認定する余地を排除するものとはいえない

世界基準

胎児に影響を与える母体の毛髪水銀値10ppm

小児の場合

● 疫学条件

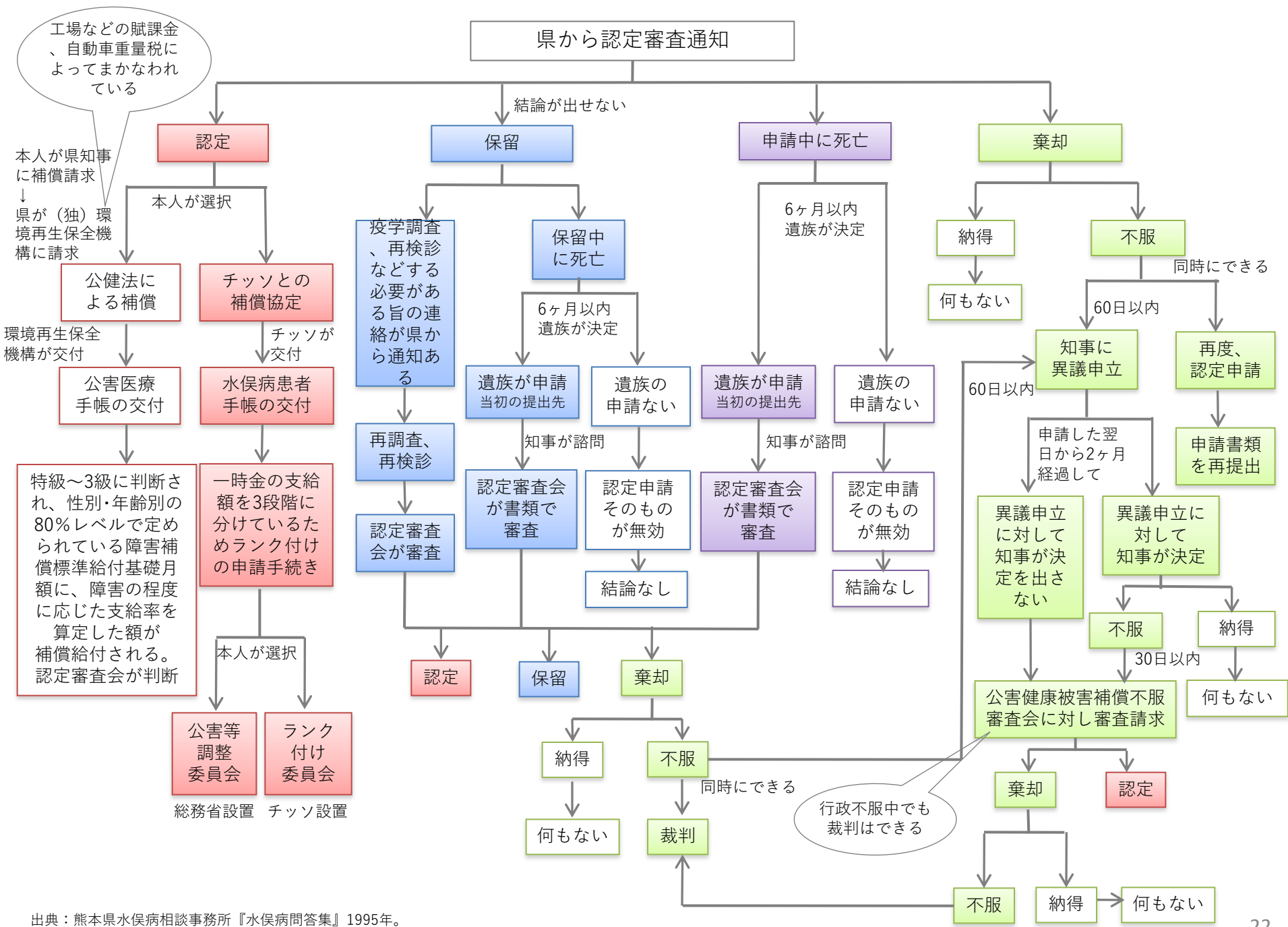
汚染時期に汚染地域に居住し、

- ア. 母の妊娠中の毛髪水銀50ppm超
母が水俣病に罹患している
- イ. 臍帯メチル水銀1ppm超など当該児に濃厚な汚染があったと認められる

● 臨床症候

他に原因を求めがたい脳障害あり、

- ア. 知能障害、運動障害を前景とする種々の程度の神経障害がある
- イ. 後天性水俣病の症候の組み合わせある。ただし、感覚障害は認められないことがあり得る。



出典：熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』1995年。
熊本県水俣病認定審査課への聞き取りから作成

1974年

公害健康被害の補償
等に関する法律

(公健法) 1982-88年国賠訴訟全国で提起
1990年東京地裁が和解勧告

認定患者手帳
(補償金+補償給付+保健福祉事業)

1996年

水俣病総合対策医療事業

医療手帳
(一時金+医療給付)

保健手帳
(医療給付のみ)

2005年

水俣病総合対策医療事業の拡充

新保健手帳
(医療給付)

2004年関西訴訟最高裁判決
国・県の責任が認められた
認定申請者が3000人を超えた

2009年

水俣病の救済に係る特別措置法

被害者手帳
(一時金+療養費)

被害者手帳
(療養費のみ)

行政にとって

「患者」

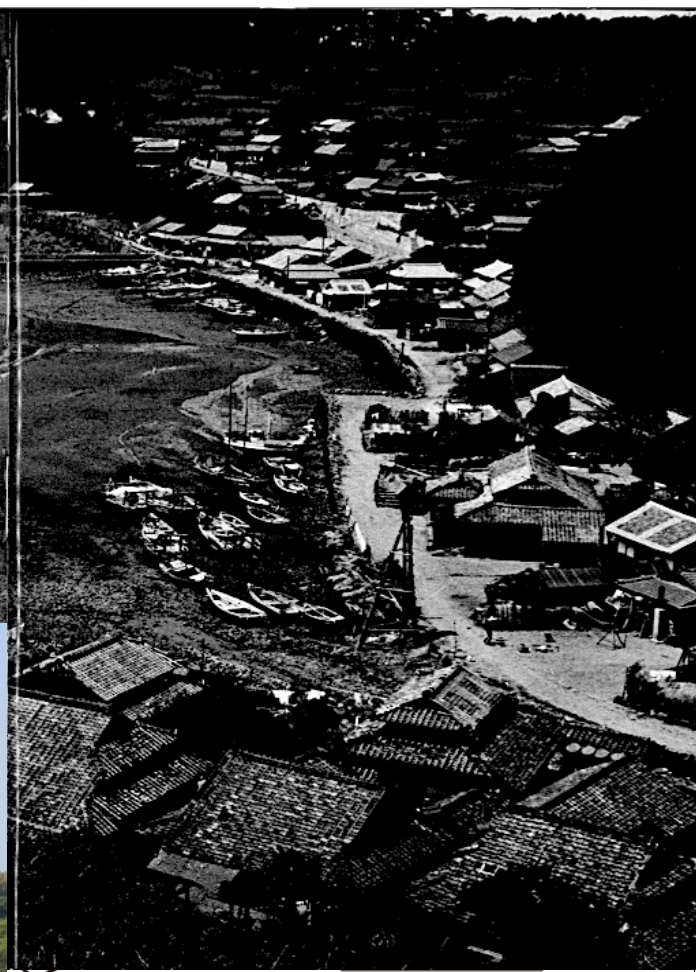
「被害者」

どれに申請するかは本人が決めなければならない。

熊本県水俣市茂道

1960年

出典：桑原史成『水俣 終わりなき30年ー原点から転生へ』径書房、1986年、pp.4-5。



人口：185世帯477人

(2007年)

認定患者：200名

2010年

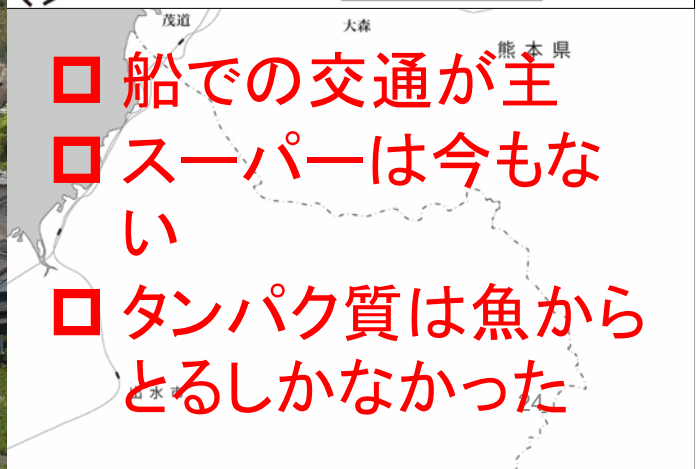
出典：田尻雅美撮影



水俣市内への道
1981年頃

茂道港
1997年

- 船での交通が主
- スーパーは今もない
- タンパク質は魚からとるしかなかった



佐藤英樹さんの生まれ育った家の状況

- 1954年に水俣市茂道に出生
- 祖父は漁師。父は祖父とともに戦後から**漁業（打たせ網、刺し網、かし網）**を営んでいた。
- 1960年漁業補償でチツソに勤務し漁協を除名された。
- チツソは約束の給料の半額1万円しか支払わなかったため、**家族8人を養うには厳しかったため、父は1本釣り漁などで漁を続けた**
- 父**1973年**、母**1971年**、祖母**1986年**に水俣病と認定
- **祖父は1959年4月に酷いけいれん発作が出現し急死、認定されず**
- **1962年チツソで安定賃金闘争が起こり、父は仕事なくなるかもしれないと考え、甘夏みかんの栽培を開始するが漁は続けた**



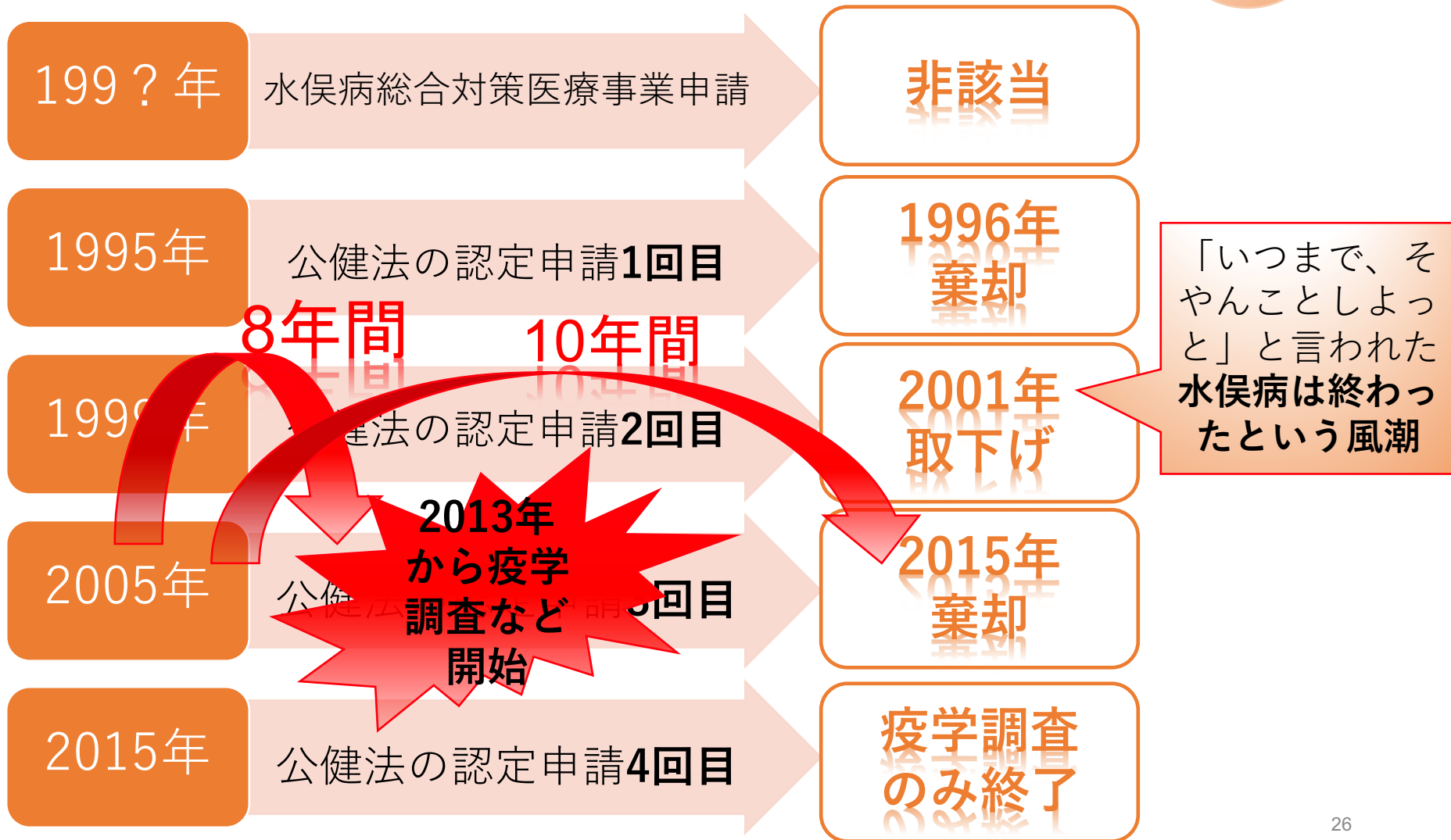
目の前の海が冷蔵庫の暮らし
佐藤家に冷蔵庫がきたのは1966年頃だった

写真：佐藤英樹さん提供

佐藤英樹さん水俣病と向き合う

両親のひどい症状のみが水俣病だと認識してた

両親が認定申請したことすら知らなかった。



佐藤英樹さんの行政不服まで

2005年

公健法の認定申請3回目

2015年
棄却

2015年11月30日
熊本県から**棄却通知**

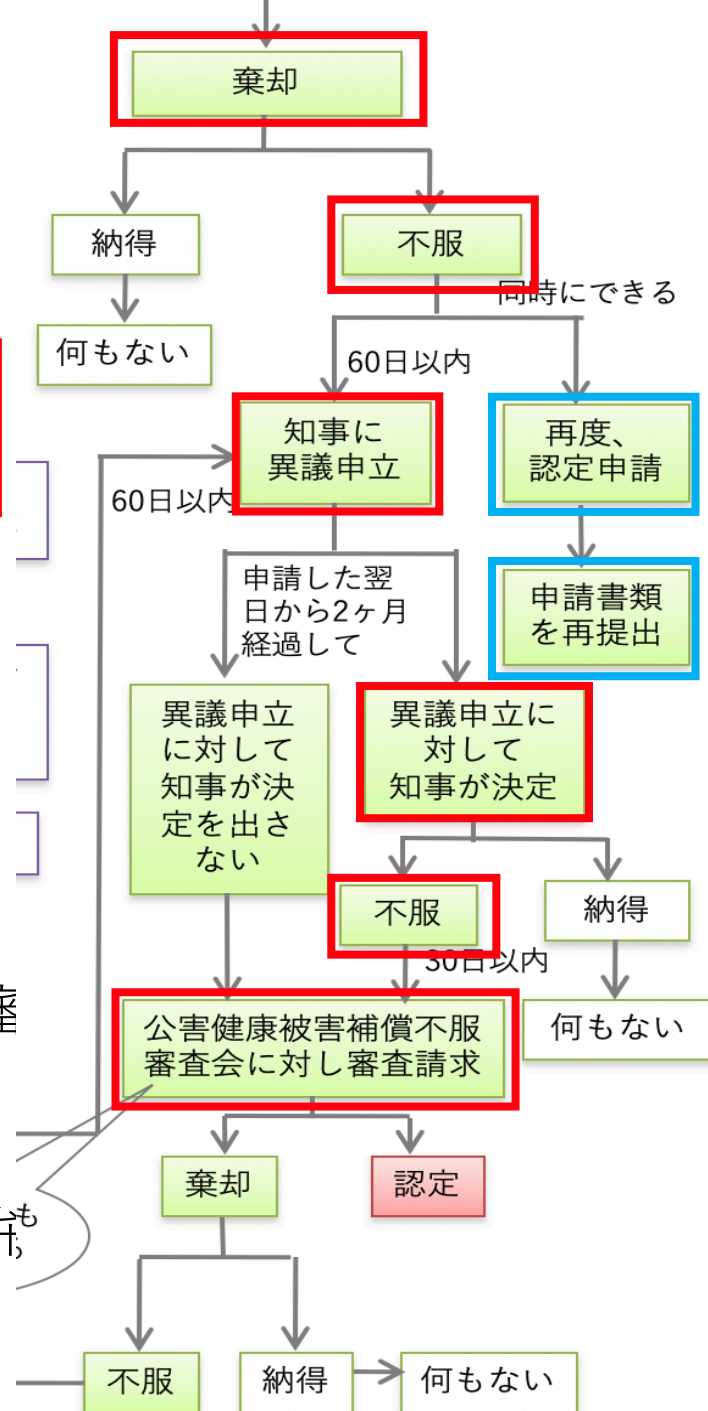
国賠訴訟一審判決
2014年3月
水俣病と司法認定

2015年12月6日
本人が熊本県知事宛に「**異議申立書**」送付

2017年3月7日
熊本県が「**決定書**」にて**異議申立を棄却**

2017年3月14日
熊本県が「**弁明書**」を公害健康被害補償不服審査会宛に送付

2017年3月23日
公害健康被害補償不服審査会が佐藤さんに「**弁明書の副本の送付及び反論書の提出について**（通知）」が送付



公害健康被害補償不服審査会

- 1974（昭和49）年に設置
- 委員は6人
- 委員の任命は、**衆参両院の同意**を得て**環境大臣が任命**

• どんなことを取り扱うか

① 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく**都道府県知事等の認定**又は**補償給付の支給に関する処分**

② 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定または救済給付の支給に関する処分

• この**審査会の裁決**は、**行政不服審査法**によって**関係省庁を拘束する**

参議院 House of Councillors, The National Diet of Japan

検索方法 文字サイズの変更 標準 拡大 最大

サイトマップ よくある質問 リンク集 English

トップページに戻る トップ> 本会議投票結果

本会議投票結果

第155回国会
2002年12月11日
投票結果

案件名：国家公務員等の任命に関する件「公害健康被害補償不服審査会委員（近藤健文君及び浅野博悦君）」

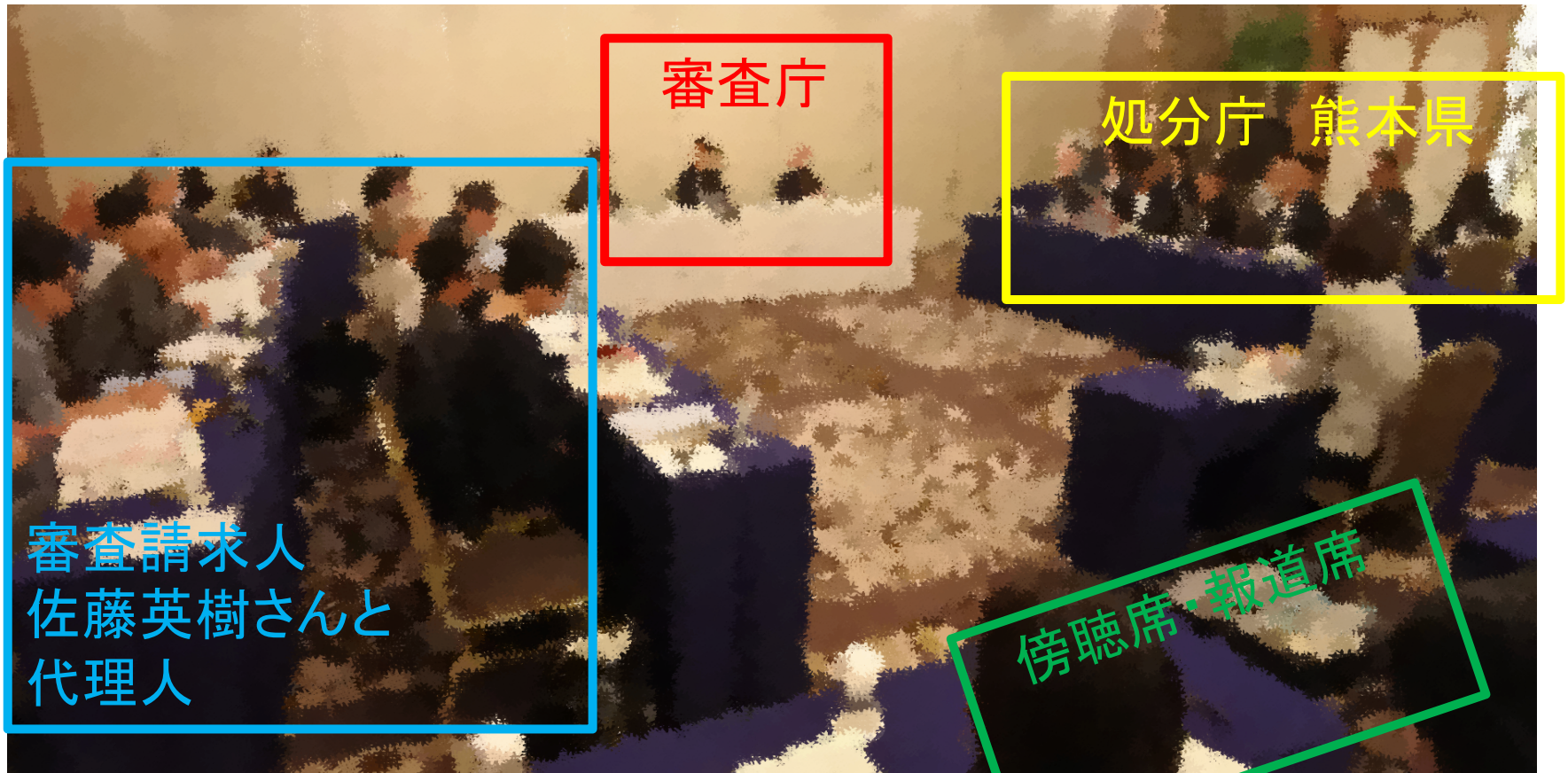
投票総数 229 賛成票 227 反対票 2

自由民主党・保守党(15名)

賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
○ 阿南 一成	○ 阿部 正俊	○ 愛知 治郎			
○ 青木 幹雄	○ 荒井 正吾	○ 有馬 頼人			
○ 有村 治子	○ 井上 吉夫	○ 泉 信也			
○ 市川 一郎	○ 入澤 肇	○ 岩井 謙也			
○ 岩城 光英	○ 岩永 浩美	○ 上杉 光弘			
○ 上野 公成	○ 角住 汎英	○ 小野 清子			
○ 尾辻 勇久	○ 大島 謙久	○ 大仁田 厚			
○ 大野 つや子	○ 太田 豊秋	○ 藤 千景			
○ 加治藤 義人	○ 加藤 紀文	○ 加納 幹秀			
○ 狩野 安	○ 栗山 俊太郎	○ 柏村 武昭			

出典：参議院ホームページ
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/155/155-1211-v007.htm>

佐藤英樹さん行政不服審査請求口頭審理1回目 2019年10月11日 熊本市内



写真：斉藤靖史（フリージャーナリスト）提供

熊本県の主張 (行政不服審査請求口頭審理で問題になった曝露の記述部分を抜粋)

2015年11月30日

棄却通知

- 「**有機水銀に対する相当程度のばく露があったと認められました**」
- 「**水俣病にり患しているとは認められ**」ない

2017年3月14日

弁明書

- 「胎児期においては水俣病を発症するほどのばく露があったとは認められない」が出生後の曝露状況を踏まえて、「**出生後、メチル水銀に対する相当程度のばく露があったと認められる**」
- 「法で定める水俣病には合致しない。」

行政不服は**原処分時主義**が前提にもかかわらず…

2019年10月3日

弁明書 (2)

佐藤さん口頭審理当日に
受け取る

- 「乳児期に水俣病を発症し得る程度のメチル水銀にばく露したと認めることはできず、**幼少期にも同程度の水俣湾の魚介類を摂取していたとは考え難い。**」

熊本県が佐藤さんの幼少期のばく露を否定した理由

(出典「公害健康被害補償不服審査会平成28年第5号事件口頭審理速記録」)

- 水俣漁協の自主的な操業自粛していた
- 佐藤さんの父親が漁協組合員であり、操業自粛を知っていたこと・魚介類が危ないという状況を認識し得た
- 父親がチツソに就業後は水俣湾で採取された魚を大量に自家消費したとは考えがたい
- 佐藤さんご自身が魚介類を摂食されていないということで申し上げたのではなくて、**水俣病を発症する程度には摂食されていない**

水俣病不服審

県、棄却時の理由変更

請求側反発、審査長も疑問

水俣病の認定申請を
県に棄却された水俣病
被害者互助会の佐藤英
樹会長(64)＝水俣市＝
の公害健康被害補償不
服審査会(佐脇浩審査
長)は11日、熊本市で
口頭審理を開いた。県
側は「汚染魚の多食は」
佐藤さんの棄却理由

について、県側はこれ
まで「魚介を食べ相当
程度の水銀暴露はあっ
たが、水俣病を発症す
るほどではなかった」
としていた。
しかし、佐藤さんら
が県などを訴えている
「認定義務付訴訟」で
の県側の主張を踏ま
え、「認定患者であ
る」両親は魚介の汚染
を知り、幼い佐藤さん
にだけは食べさせなか
った」と変えた。
佐藤さんは「当時の
漁村は貧乏で魚しか食
べる物はなく、汚染の
認識もなかった」とし、
代理人らも「現地調査
もない推測のみの主張
転換で、撤回すべきだ



水俣病認定棄却を巡る公害健康被害補償不服審査会に
臨む佐藤英樹さん(写真中央)＝11日、熊本市中央区

と追及した。
佐脇審査長も「県側
の弁明は自らの原処分
を否定する内容だ」と
疑問を呈した。
佐藤さんは2005
年に認定申請し、15年
の棄却後に不服審査を
請求した。
(堀江利雅)

弁明書（2）に対する審査庁の意見

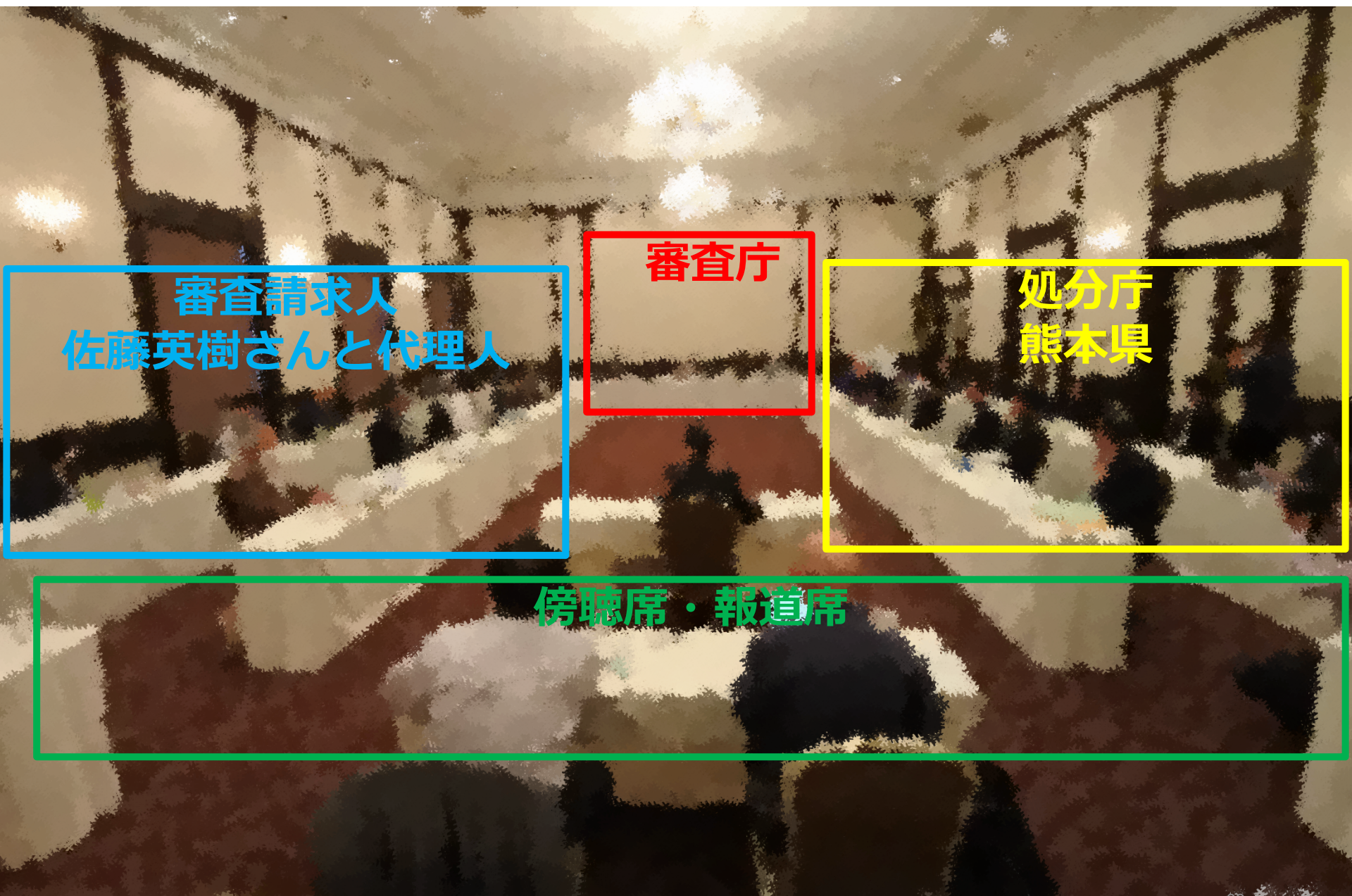
（出典「公害健康被害補償不服審査会平成28年第5号事件口頭審理速記録」）

「ここでの審査は原処分の適法性、あるいは著しく不当かどうか、それを審査しているんです。したがって、原処分においての理由には弁明書（2）に書いているような理由は全然挙げられていないんですよね。

言葉をかえて言うと、**原処分では曝露自体は一応認めます**と。その上で、この方は、佐藤さんは水俣病ではないと、そういう判断をされているわけですよね。

今なぜあえてこういう新たな主張を追加されるのか。**逆にいうと、意地悪な言い方をすると、こういう判断がないと水俣病と認定せざるを得ない、そういう状況なんですか。」**

「処分庁が全く正反対のことを今日ここに至って言われるということになると、じゃ、原処分はどういうお考えのもとに判断されたのかなということは伺ってみたいと、そういう考え方で。」



審査請求人
佐藤英樹さんと代理人

審査庁

処分庁
熊本県

傍聴席・報道席

みなさんの3つの問い：本日の内容

なぜ魚を食べ続けなければならなかったのか

なぜ未だに裁判が続いているのか

空白の12年とは何だったのか

12年間の空白

- 加害と被害を明らかにするのに12年
- 被害拡大
- 漁村では、市場競争に参加する機会が奪われ続けた

1932 チッソ、アセトアルデヒドの製造開始
1953 水俣市出月の女児発病（のちに公式患者第1号）

1956 チッソ附属病院が水俣市保健所に「原因不明の奇病患者4名発生」を報告

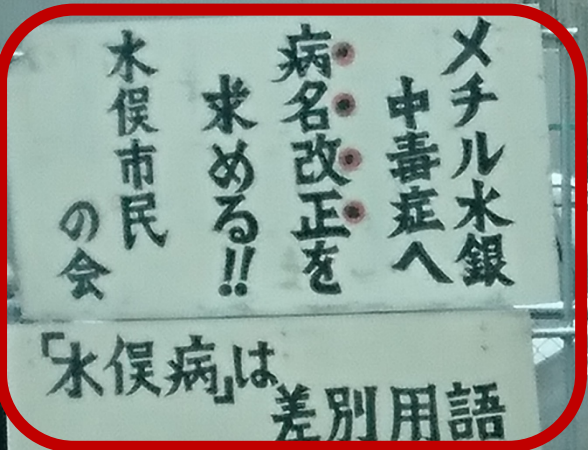
1957 水俣市保健所長の実験で水俣湾の魚を投与したネコが発病

1958 厚生省公衆衛生局が、原因はチッソの排水によると考えるのが最も推定されると説明
チッソ、排水経路を百間港から八幡残渣プールへ変更、水俣川河口へ放流

1959 熊大研究班、汚染毒物として水銀が極めて注目されると発表
チッソ附属病院、排水を投与したネコが発病
→チッソ、実験中止させる
見舞金契約（一次訴訟判決で公序良俗違反）

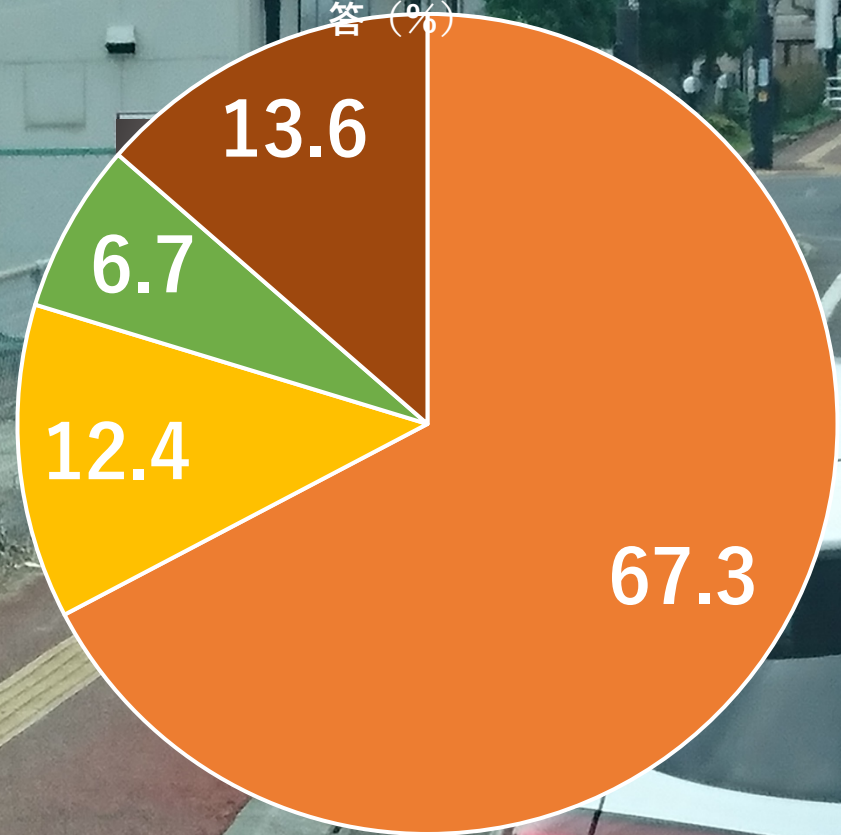
1968 チッソ、アセトアルデヒド製造中止
政府、公害認定

2019年3月からチツソ正門前付近に掲げられた看板



一部の住民が掲げたに過ぎないが、3号線沿いにあるため誰の目にもつく

水俣病という病名についてどう思うか有効回答 (%)



- このままでよい
- 変えたほうがよい
- どちらでもよい
- 分からない

□ 2019年7月、熊本県水俣市議会の議会運営委員会が、水俣病問題を審議する「公害環境特別委員会」の名称から「公害」を外す議案を可決

□ 一部の水俣市市議会議員は「いつまでも『公害』を掲げていては、街のイメージに関わる」と発言



水俣条約外交会議

Conference of Plenipotentiaries
of the Minamata Convention
on Mercury

7_{Nov} → 11_{Feb}



次回12月17日

「水俣条約、目標年度
の2020年を迎えて、
私たちの生活は変わった
のか」

中地 重晴先生

熊本学園大学社会福祉学部・水俣学
研究センター

